

自彊小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本理念

(いじめの定義)

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行ったり、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置したりすることがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

はじめに、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。さらに「いじめは、どの児童にも起こりうる」という事実を踏まえて教育活動を行う。重点目標「ともに かがやく」の具現化を目指し、全ての児童が自分を大切に思う気持ち（自尊感情・主体性）や周りの人やものを大切に思う気持ち（他者意識・他者尊重）を育むことができるように指導する。併せて全ての児童をいじめに向かわせないための未然防止策に全教職員が取り組む。

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」（2024年8月30日、文部科学省）では、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化している。ガイドラインに基づき、児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童や保護者等に寄り添った対応を促す。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に向け、以下の組織を設置する。ただし、中規模校で一部教科担任制を行っている本校の実態から、「全ての児童を全ての教職員で育てる」という考えのもと、基本的には全職員で全ての事案に対応する。

(1) 教育支援委員会

全教職員で特別な支援を必要とする児童や問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報共有及び共通行動について話し合いを行う。

(2) いじめ・不登校対策委員会

早期発見、いじめや不登校に対する措置を組織的、実効的に行うため、校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、当該学年主任、学級担任によるいじめ対策委員会を設置する。事案によって、SC、SSW の参加を要請する場合もある。本委員会は、必要に応じて、開催する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

(1) いじめの未然防止に関する取組

重点目標「ともに かがやく」に込めた願いにもとづき、全教育課程を通して児童が自分自身のみならず他者についての理解を深め、お互いの存在を受け入れ、よりよい人間関係を築けるようにする。また、児童の「よさ見つけ」を支援し、見取り・認め・価値づけることで、児童一人一人の自分や他者を大切にする気持ちを育み、規範意識を高める。さらに、「いじめは絶対に許されないこと」という認識をもたせ、見て見ぬ振りをしたり、知らぬ顔をしたりすることも「傍観者」として、いじめに加担しているという認識を育てる。

ア 生徒指導が機能する授業

自分の考えを清々と表現するだけでなく、自分と違う友だちの思いを受け入れ、よりよいものを目指そうとする授業を創造する。人は一人では生きていけない存在であることに気づき、人とのよりよいかかわり方を学び、自分も集団も共に高まっていく喜びや人と共に生きていくことのすばらしさを、授業を通して感じさせたい。

イ 静岡県版SEL(新・人間関係プログラム)の意図的・計画的な実施と結果活用

SELを意図的・計画的に実施し、その結果を分析・活用しながら学級経営を進め、自分や友だちの新しい面を見出し、よりよい人間関係をつくるようにする。

ウ 道徳教育の充実

道徳的実践力を育成し、人権感覚を高めるとともに、正しい判断力を身につけさせる。

エ 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動等、児童が充実したよりよい学校生活を送れるよう自主的な活動を充実させ、自治の精神を培う。また、児童が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

オ 保護者への啓発

児童の思いが受け入れられ、安心できる温かな家庭環境を整える。また、家庭や地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚を育む。

(2) 早期発見に関する取組

ア 児童の日常の実態把握

普段と違う様子はないかという視点で児童の行動観察を行う。また、休み時間、放課後等の児童との会話の中から情報を収集する。

イ アンケートの実施

人間関係プログラムや学校評価、いじめアンケートを通して、児童の状況を把握する。

ウ 個人面談や保護者面談による情報収集

担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー等による面談を意図的・計画的に実施し、情報を収集する。

エ 時機を逸しない報告・連絡・相談

気になる言動を見つけた場合は、担任一人で抱えるのではなく、すぐに管理職や生徒指導主任等へ報告・連絡・相談する。

オ 保護者への啓発

児童との会話をできるだけ多くし、悩みは何でも保護者に相談できるような雰囲気普段からつくっておくように啓発する。

カ 相談窓口

相談窓口は担任・生徒指導主任・教頭等とし、いつでも相談しやすい状況をつくる。

(3) 早期対応に関する取組

ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

ウ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童について一定期間、別室等において学習を行う等の処置を講じる。

オ 事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な処置を講ずる。

カ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) 家庭や地域との連携

ア 各家庭（PTA）での取組

寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発をする。また、児童の頑張りやよさをほめ、いけないことは学校と同じように注意することを依頼する。

イ 地域での取組

児童への積極的なあいさつや声かけを依頼する。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる

ものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも**3か月を目安**とする。ただし、学校の設置者又は対策委員会の判断により、より長期の期間を設定することもできる。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等について、日常的に注意深く観察する。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童等の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、学校での適切な指導・支援を行った後、いじめを受けた児童等の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、いじめを受けた児童等を守る。

4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) 教育委員会との連携

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席(年間30日を目安とする)することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) 警察との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するため、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		児童	教職員	保護者等
4月	いじめ対策委員会①・校内研修①・関係機関への説明(学校いじめ防止基本方針について)		○	
	始業式(学校いじめ防止基本方針についての説明)	○		
	入学式(学校いじめ防止基本方針についての説明)	○		○
	道徳授業実践研修(いじめ問題に関するテーマ)	○	○	
	学校運営協議会①(学校いじめ防止基本方針についての説明)			○
5月	いじめ対策委員会②(いじめアンケート実施における留意点等)		○	
	いじめアンケート実施①	○		
6月	教育相談①	○		○
7月	保護者面談①			○
9月	いじめアンケート実施②	○		
	学校運営協議会②(学級活動授業参観、スマホの活用ルールへの理解と協力依頼)			○
10月	学級活動実践研修(情報モラル教育、SNS上の人権侵害について)	○	○	○
11月	教育相談②	○		○
12月	保護者面談②			○
1月	いじめアンケート実施③	○		
	教育相談③	○		○
2月	学校運営協議会③(学校評価アンケートを基にした取組の確認)			○
	校内研修②(学校評価アンケートを基にした取組の確認、年間の総括)		○	
3月	いじめ対策委員会③(学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案)		○	

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間30日間を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

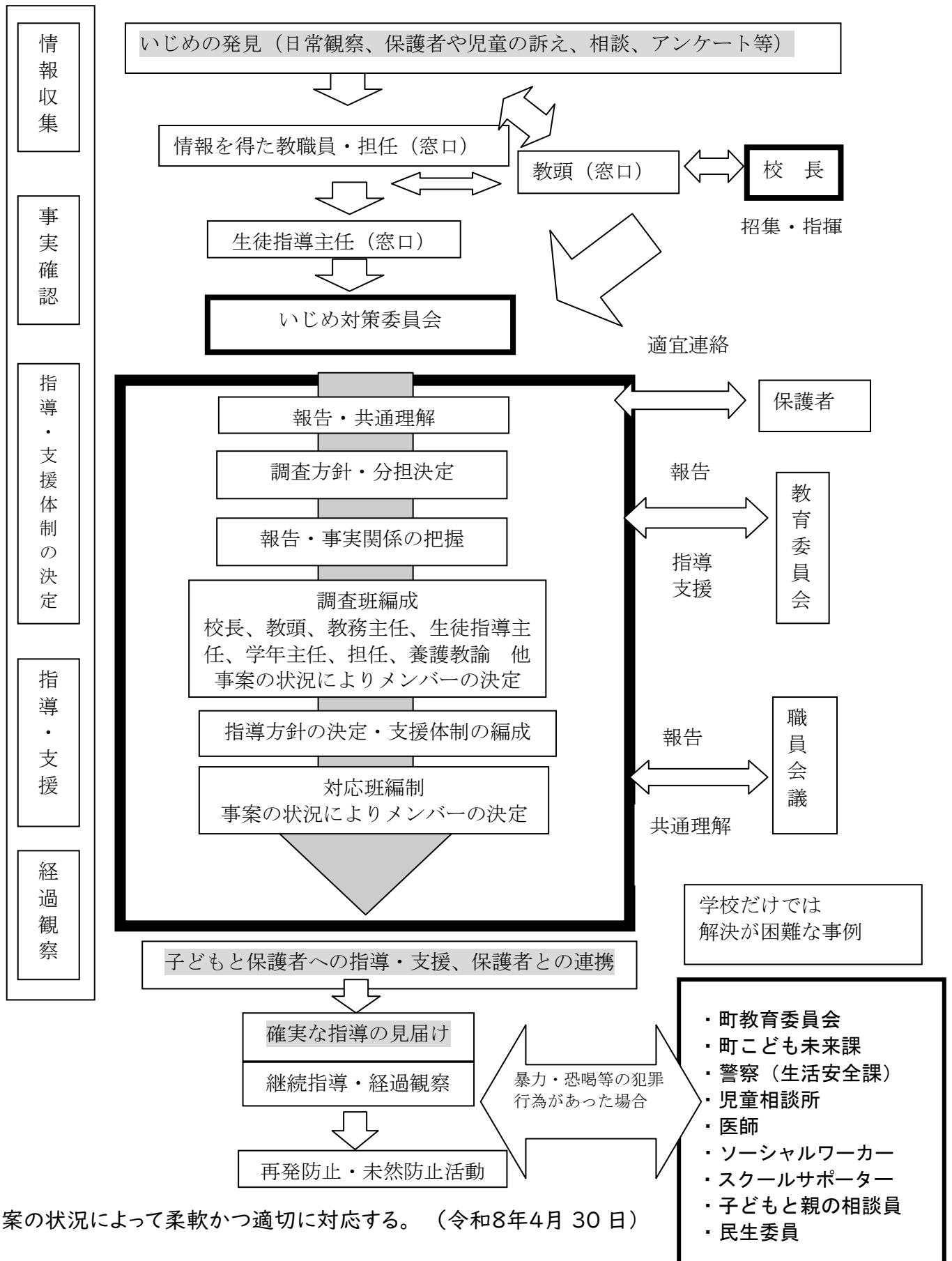
(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン改訂」(2025年8月30日、文部科学省)に基づき、円滑かつ適切に調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。いじめ対象児童や保護者等に寄り添った対応を促す。

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会等に報告する。

【いじめ対応の流れ】 自彊小学校



事案の状況によって柔軟かつ適切に対応する。(令和8年4月30日)